

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	固定資産税・都市計画税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原本町は、固定資産税・都市計画税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税・都市計画税に関する事務では、事務の一部を外部に委託しているため、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

田原本町長

公表日

令和7年12月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税・都市計画税関係事務
	<p>地方税法(第三章第二節(固定資産税)、第四章第六節(都市計画税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税等」と称す)である。</p> <p>納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年1年分の税をすべて納付するものである。(地方税法第343条、第702条)</p> <p>税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」によって市町村長が固定資産の価格を固定資産課税台帳に登録することとなり(地方税法第403条第1項)、その課税標準に各市町村で定める税率を乗じることにより算出し、決定している。</p> <p>価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ審査請求を行う。価格については、通常3年毎に評価替えを実施している。</p>
②事務の概要	<p>市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の課税台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条)②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方税電子申告支援サービス(eL-TAXシステム)を経由し、受領する。(地方税法第383条等)③所有者より提出される非課税の申請書や特例の申請書等を受領する。(地方税法第348条等)④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条、第702条の8等)⑤天災により価値を著しく減じた固定資産の所有者、あるいは貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産税等の減免を行う。(地方税法第367条、第702条の8第7項、田原本町税条例第71条)⑥証明書等の発行(地方税法第382条の3)
③システムの名称	COKAS-RAD2(固定資産税システム、宛名システム、団体内統合宛名システム)、COKAS-R4G(固定資産税システム、宛名システム、団体内統合宛名システム)、中間サーバー、地方税電子申告支援サービス(eL-TAXシステム)

2. 特定個人情報ファイル名

宛名情報ファイル、固定資産税情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表の24の項
--------	---------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		情報提供…番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 情報照会…番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	田原本町 税務課 固定資産係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2113
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	-----------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	------------------------------------	---

判断の根拠
「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。・更新時には、本人から情報をマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。

9. 監査

実施の有無 [自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	---

判断の根拠	各システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワード、顔認証等によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで、不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	秘書広報課 広報統計係	広報課 情報発信係	事後	機構改革による
平成28年4月1日	事務の概要	不服申立て	審査請求	事後	行政不服審査法改正による
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	税務課長 飯田 圭司	総務部次長 飯田 圭司	事後	人事異動による
平成28年9月26日	事務の概要	課税標準となる	固定資産の	事後	内容の見直しによる
平成28年9月26日	事務の概要	③価格に関する審査の申出(地方税法第432条、	③所有者より提出される非課税の申請書や特例の	事後	内容の見直しによる
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署	総務部次長 飯田 圭司	税務課長 山内 章司	事後	人事異動による
平成29年4月1日	対象人数	平成28年9月26日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	取扱者数	平成28年9月26日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	税務課長 山内 章司	税務課長 中井 良司	事後	人事異動による
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	0744-34-2069	0744-34-2073	事後	機構改革による
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	広報課 情報発信係	総務課 法務文書係	事後	機構改革による
平成30年4月1日	対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	税務課長 中井 良司	税務課長	事後	
平成31年4月1日	対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	(なし)	(項目追加)	事後	
令和2年4月1日	事務の概要	②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方電子化協議会を経由し、受領する。(地方税法第383条等)	②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方税電子申告支援サービス(eL-TAXシステム)を経由し、受領する。(地方税法第383条等)	事後	
令和2年4月1日	システムの名称	固定資産税システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	固定資産税システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、地方税電子申告支援サービス(eL-TAXシステム)	事後	
令和2年4月1日	対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	0744-34-2073	0744-34-2114	事後	機構改革による
令和4年4月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	情報提供…番号法第19条第7号 同法別表第二の27の項 情報照会…番号法第19条第7号 同法別表第二の情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項	情報提供…番号法第19条第8号 同法別表第二の27の項 情報照会…番号法第19条第8号 同法別表第二の情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項	事後	
令和4年4月1日	特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	課税第二係	固定資産税係	事後	機構改革による
令和4年4月1日	対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	0744-34-2114	0744-34-2108	事後	機構改革による
令和6年4月1日	対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	田原本町 税務課 固定資産税係 電話番号 0744-34-2113	田原本町 税務課 町民税係 電話番号 0744-34-2112	事後	
令和6年5月27日	個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第一の16の項	番号法第9条第1項および別表の24の項	事後	法令施行日
令和6年5月27日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	情報提供…番号法第19条第8号 同法別表第二の27の項 情報照会…番号法第19条第8号 同法別表第二の情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項	情報提供…番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 情報照会…番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項	事後	法令施行日
令和7年4月1日	対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	田原本町 税務課 町民税係 電話番号 0744-34-2112	田原本町 税務課 固定資産税係 電話番号 0744-34-2113	事後	
令和7年5月26日	人手を介在させる作業	(なし)	(項目追加)	事後	法令施行日
令和7年5月26日	最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	(項目追加)	事後	法令施行日

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月26日	システムの名称	固定資産税システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、地方税電子申告支援サービス(eL-TAXシステム)	COKAS-RAD2(固定資産税システム、宛名システム、団体内統合宛名システム)、COKAS-R4G(固定資産税システム、宛名システム、団体内統合宛名システム)、中間サーバー、地方税電子申告支援サービス(eL-TAXシステム)	事後	